

我孫子市オープンデータの推進に関するガイドライン

第1章 総則

近年、政府や自治体などの公共機関が保有する各種行政情報を、市民等や企業が自由に利用及び二次利用が可能で、かつ機械判読（注1）にも適したデータ形式で提供する「オープンデータ」（注2）の取組が期待されている。また、スマートフォン、タブレット端末及びSNS（Social Networking Service）の普及等で膨大で多種多様なデータが生成、流通され、個人でもデータを活用する機会が多くなった。

そこで、本ガイドラインは、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（注3）及び「電子行政オープンデータ戦略」（注4）等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、市内企業活動の活性化等を図るため、市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の目的

- (1) 行政の透明性・信頼性の向上
- (2) 公的データの共有及び協働による地域課題の解決
- (3) 地域経済の活性化

(4) 行政における業務の高度化・効率化

(5) 情報公開の総合的な推進

2 推進体制

全庁的な体制によって推進する。また、全庁的な理解及び普及を図るため、職員に対する研修等を継続的に実施する。

3 推進のための基本原則

(1) 市が保有するデータは、法令、条例等による制約がある場合を除き、オープンデータとして公開するよう努める。

(2) 効率的にオープンデータを作成できるよう、通常業務におけるデータ作成過程において、機械判読可能なファイル形式でデータの作成に努める。

(3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取組可能な公的データから速やかに着手する。

(5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

(6) 公開するオープンデータは、いつ時点の情報であるか把握できるものとし、データの更新は、随時行うよう努め、少なくとも年に1回以上行う。

第3章 具体的な取組の方向性

1 オープンデータ化の対象となる情報

オープンデータ化する情報の対象は、現在ホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化する。公開していないデータ又は新たに作成、取得又は加工等する情報についても、市民等のニーズを考慮した上で順次オープンデータ化に努める。ただし、以下に該当するデータは対象としない。

- (1) 個人情報・機密情報が含まれているデータ
- (2) 第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く。）
- (3) 個別法の規定により加工利用が制限されているデータ

2 加工利用の推進に向けたオープンデータ化のルール等

(1) 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータは、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV(注5)、RDF(注6)等）への順次拡大に努める。なお、用語及びその定義の標準化については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室の「政府 CIO ポータル」サイト内にある「オープンデータ」カテゴリーに「推奨データセット」が

掲載されているので、速やかにオープンデータ化できるものから公開する。（WEBアドレス <https://cio.go.jp/policy-opendata>）

(2) 公開情報の加工利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、加工利用を制限する具体的なかつ合理的な根拠があるものを除き、加工利用を認めることを原則とする。また、情報の加工利用については、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(注7)」を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC-BY(注8)」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり加工利用の制限はないことを明示する。

(3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱

市が保有する情報のうち個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する場合に、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聴くものとする。

(4) 加工利用のために必要な情報及び免責事項の表示情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。また、公開情報を加工利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、市はその責は負わない旨を明示する。

3 活用推進のための取組の方向性

市民、企業、大学、NPO 法人等の利用ニーズを把握し、適宜、データ更新に努める。

4 改訂

本ガイドラインの内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ随時改訂していくものとする。

注釈

(注 1) 機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工、編集等の再利用ができることをいう。

(注 2) オープンデータ

コンピュータに適したデータ形式で、市民等や企業が自由に利用できる二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

(注 3) 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

世界最先端 IT 国家創造宣言は、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 25 年 6 月に閣議決定され、その後、5 年程度の期間（2020 年まで）に、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目指している。平成 29 年 6 月には官民データ活用推進基本計画も加わり、オープンデータの推進は重要な施策として位置づけられている。

(注 4) 電子行政オープンデータ戦略

公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成 29 年 5 月に IT 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略。

(注 5) CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。データの作成方法は、表計算ソフトで容易に作成できる。

(注 6) RDF

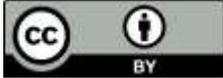
Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。情報についての情報（メタ情報・メタデータ）を表記するため

の汎用的なデータ形式の一つ。今日では、Webサイトの更新情報を配信するRSSの原型の仕様としてよく知られている。

(注7) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されているルールであり、利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択し表示する。法律や技術に関する専門的な知識がなくても、Webサイトに様々なレベルを表示し、利用条件を示すことができる。市では、可能な限り「CC-BY」により公開するものとする。

代表的なライセンスの種類や利用条件は、以下に示す表のとおりであるが、一度でも公開すると、上から下の条件には変更できない。

表示イメージ	名 称	利 用 条 件		
		出 展 表 示	商 業 利 用	可変の許可
	CC-BY	必須	許可	許可する
	CC-BY-NC	必須	不許可	許可する
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	不許可	許可しない

(注8) CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。